



Title	江匡弼撰春秋社日醮儀 : 地神祭の起源に関する古文献
Author(s)	小林, 己智次
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 11, 199-232
Issue Date	1945-02
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10727">https://hdl.handle.net/2115/10727</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	11_p199-232.pdf



# 江匡弼撰春秋社日醮儀

—地神祭の起源に關する古文献

小 林 巳 智 次

## 小 序

移住民が遠く故郷を離れて他郷に新生活を營むに及んでも、尙ほ且つ以前の言語や習俗を棄て切れないことは人情の自然であるが、殊に農業移民の場合は一層この傾向が濃厚である。これは農業の性質や農民心理からも理論的に説明できよう。勿論新舊地の間における自然的ならびに社會經濟的環境の變化につれて必然的に種々の推移は見られる。然し精神生活についていへばこれらの環境からの制約は依然として比較的稀薄であることが覗かれる。

昭和九年の秋、石狩川沿ひの一寒村に偶然發見したさゝやかな石神—即ち地神—を繞つて惹起された私の研究は、やがて昭和十二年に「農民信仰に關する實證的研究」(文部省精神科學研究報告)として一通り纏められ、その一部を本誌(第六輯、昭和十三年)に發表した。これにより、四國方面からの移民がもたらした地神信仰の祭祀慣行を一通り明らかにしたが、其後研究の進むにつれ、これが東洋古來の社稷思想と密接な關係があることに氣付き、この事を「社稷思想と現代東亞の農民生活」(滿洲帝國地政總局機關誌「地政」第六卷第二號、康徳

八年四月)に發表した。

然るに偶々菅原兵治氏の「東洋治郷の研究」(昭和十五年十一月、刀江書院)を繕き、同氏が四國方面の社日祭(地神祭と同じ)を研究し、且つ古文獻に依つて社稷思想に由來することを述べて居られる(同書三七三頁以下)ことを知り、私は大いに喜び、一昨年親しく、埼玉縣下菅谷村の日本農士學校に同氏を訪ね、同じ學問的研究に没頭する者のみが味ひうる一見舊知の如き思ひで一日種々この問題について語つた。その際、氏が同書に引用してある古文獻(徳島縣名東郡新居村の社家鈴木氏に傳はる寫本「社日祭考」)と同一系統と思はれる寫本の寫しを拜借することを約し、やがて歸學後同氏より「阿州農士佐藤峯夫」氏の作られた寫本が送られた。茲に掲げる古文獻はこれを基として私の研究室で筆寫したものである。

この間、私は道内各地の外に樺太の奥地をも探訪して、その發展の跡を知り(拙稿「樺太の地神宮」北海道農會報第四十卷第四七八號參照)菅原氏のおすゝめで群馬縣小泉町の春社祭にも參會し、更に渡滿の折各地の土地廟をも見學した。又國內でも十勝地方、殊に暮別村に普及したこの習俗を究め、その一母村ともいふ可き岡山縣下の某村を訪ねて新知識を得た。かうしてどうやら地神祭研究も理論的並に實際的に一段落を告げたのであるが種々の事情に妨げられて未だ全貌を公表するに至らない。近く閑を偷んで一卷にまとめようと思つてゐるが、茲に編輯幹事の求めに應じ、古文獻を發表し、識者各位の教を乞ひ度い。

本文は前記の通り、菅原氏の御厚意に依つて寫すを得たものであるが、寫本には相當判讀し難い文字もあり、且つ、内外の古典を引用してあるがその原典に暗く、或は全く今日見ることが得ないと思はれるものもあり、之の修正等は今のところ私の力の及ばないものが多い。そこで、甚だ遺憾であるが、不完全なまゝで發表し後日訂正することにしたと思ふ。

尙ほ撰者江匡弼(百は丙にも作る同意)とは何人であるか私には分らないが、古來學者の家として傳はる大江

家の流れに屬する人かと推定してゐる。撰定年の天明元年は皇紀二四四一年、光格天皇の御宇に當る。書中に又安永十年とあるが、この年、年號が改められ改曆されたので天明元年と同年である。即ち今昭和十九年より百六十三年前になる。

本書の價値如何については種々の議論もあらうが、今日の地神祭の起源に決定的根據を與へたことだけは確かである。詳細は後の機會にゆづる。

尙ほ筆寫に就いては、南鐵藏君ならびに加藤、穴田兩嬢の手を煩はした。茲に三氏に對し厚く御禮を申上げ度い。判讀し得ない場合は□印を記しておき、變體假名は凡て普通の假名に直したことを附記しておく。以上

(昭和十九年八月十二日)

### 江 匡 弼 撰

## 神仙 靈章 春秋社日醮儀

斯書不但農家祭社之神法諸民敬行斯法驅邪解危熾災五穀豐饒金銀充滿家運長久子孫繁昌國家泰平靈應異常矣

神仙 靈章 春秋社日醮儀

### 春秋社日醮儀叙

蓋聞我神聖之國古立靈囑於鳥視山中天富命陳幣祝詞□祀皇天徧秩群望以答神祇之恩焉至于磯城瑞垣朝亦祭八萬群神定天社國社泊千昌泰統御時所載祀典大小之神祇並預祈年月次新嘗國幣等之醮者惣三千一百三拾二庄祭祀之於春秋或於臨時則禮奠之盛至矣盡矣然猶於此篇也茲有所感欲使天下之諸民普識我神祇之有功於稼穡而有其祈報之儀

諭之以漢土之社稷數之以本朝之醮儀而述其大意借之名號神仙靈章春秋社日醮儀是竊欲使準之於漢社祭以祈報於我神祇而彌期五穀豐饒國家泰平之無疆而已

天明元年辛丑仲秋上旬

菊丘臥山人文坡江匡弼書之

### 神仙靈章春秋社日醮儀

#### 惣目次

- 一、本朝漢土農業の始り並に保食神の來由
- 一、五穀御祖神土御祖神飯生大明神の來由
- 一、山州紀伊郡深草稻荷神社祭式古今禮奠
- 一、農業の人士御祖神五穀祖神を祭祀すべき事
- 一、農業の人常に會得すべき一大事並に饑饉の説
- 一、漢土報田の祭蜡の祭の式百神の祭祀の事
- 一、本朝神代の大地主神呪にて蝗虫の害を除く事
- 一、本朝新年祭並に祈年祭穀奉幣廿二社へ勅使事
- 一、春秋の社日並に社祭の故實揚鳳閣が辨論
- 一、漢土にて社を祭る故實中霽を祭る義天地を尊親解
- 一、神仙春秋社の祭り社壇の式並に本朝にて祭る社圖
- 一、本朝の社式五方の土を以て爲の疑問並に答釋
- 一、漢土春秋社の祭社主社樹並に葵盛の事
- 一、王者四方の諸候に封ず社の義並に授茅の事
- 一、月令廣義卷の六二月の令政教節令物候の拔萃

一、同じく卷の十五 八月の令政教節令物候の拔萃

一、漢土の社稷壇の圖並に四書翼經社考の和解

一、本朝にて春秋社日土祖神等を祭祀するの略式

一、本朝土祖神五穀社神五穀守護神の神名

一、本朝土祖神五穀祖神五穀守護神の靈符

## 神仙靈章春秋社日醮儀

皇京菊丘臥山人江匡弼文坡撰

### ○本朝漢土農業の始り竝に保食神の來由

後魏の高陽太守賈思協が齊民要術の序に曰く蓋し神農耒耜を爲り以て天下を利し堯四子に命じて食を政の道とし禹土田を制して萬國に作り又殷周の盛なる詩書に述る所要民を安んずるに在と又管子曰く一農耕せざれば民に饑る者ありと宜なる哉夫農業の術は萬民を養ふの本なり農術精しからざれば五穀を得る事少く萬民生養をつゞくる事難し故に漢土の炎帝神農氏といへる聖王始めて耒耜を爲りて民に耕す事を教へたりといふ故に此帝を神農氏と號しぬ博物志に日神農五穀を造ると又和劑方の序云神農百草の味を嘗めて以て萬民の疾を救ふと又賈誼新書云神農百草の實を嘗めて鹹苦の味を察し民をして穀を食はしむと其の後唐帝堯の時に民に農業の時節を授教へたもふ虞帝舜の時に后稷を以て農業を教へたもふ是を以て堯舜の政は天下萬世帝王の明鑑たり其後一代の聖王賢君天下國家を治るに必ず農業をすゝめ稼穡を教ふるを以て先務としたもふそれ我が大日本國に於て農業の始を考ふに日本書紀神代卷に云

天照大神天上に在して日葦原中國に（今は豊前國中津をいふなり）保食神と云ふ神あり宜しく爾月夜見尊就て見

よとのたまふ其時月夜見尊勅を受けて葦原中國に降りて已に保食神の許に到りたまふ此時保食神即道を廻して國に嚮ひしかば則ち口より飯出づ又海に嚮ひしかば鱈の廣鱈の狭もの亦口より出づ又山に嚮ひしかば毛の鬮毛の柔もの(けだものをいふ)亦口より出づ夫品物悉く備へて百机に貯へ饗たてまつる是の時に月夜見尊忿然作色して曰はく穢はしきかも鄙しきかも寧ろ口より吐れる物を以て敢て我れに養ふべけんやとのたまひて廻ち劍を抜きて擊殺したきひき然して後に復命して具に其の事を言したまひき時に天照大神怒りますこと甚だしく曰はく汝は是れ惡しき神なり相見じとのたまひて乃ち月夜見尊と一日一夜隔て離れて住みたまふ是の後に天照大神復た天熊大人を遣して往きて看せたまふ是の時保食神實に已に死れり唯其の神の頂に牛馬化爲れり顛の上に粟生れり眉の上に生じ眼の中に稗生れり腹の中に稻生れり陰の中に麥及び大豆小豆生れり天熊大人悉に取持ち去きて牽進りき時に天照大神喜びて曰はく是の物は則ち顯見蒼生の食ひて生くべきものなりとのたまひて乃ち粟稗麥豆を以て陸田種子と爲し稻を以て水田種子と爲す又因て天邑君を定めたまひき即ち其の稻種を以て始めて天狹田及び長田に殖う其の秋の垂類の八握に莫莫然甚た快し又口の裏に虫を含み便ち絲を抽くことを得たり此より始めて養蠶の道あり

### ○五穀御祖神土御祖神飯生大明神の來由

夫本朝の農業と養蠶の道は天照大神の御代に始る事は神代卷の說示の如し抑々保食神とは日本書紀纂疏上ノ三曰保食とは食物を得護るといふ也 神代卷一書曰伊弉諾尊伊弉册尊飢うつく時生る兒を稻倉稻魂命と號す及び土神を埴安神と號し然して後悉く萬物を生たまふと講述抄云倉稻魂をうけつのみたと訓すべし豐受といふをも豐受といふの辭なり保食神などいふも皆五穀の神名なるべし順の和名抄に稻魂和名は宇介美太万俗には宇が之美太万といふとあれど古事記には宇迦の御魂とあれば何れが是なるを知らず日本紀纂疏に曰く倉稻魂は五穀神の名なり倉

とは五穀を積の處なり稻とは五穀の長なり現は神の象なり今大和國廣瀨社はなり神祇令曰大忌祭は廣瀨龍田の祭りをいふなり冷風をして吹かましめ稼穡滋く登しめんか爲に此祭ありと又神代卷講述鈔に保食神には保は五穀の名なりと今山城國紀伊郡深草の稻荷大明神は神傳に云稻荷は即ち土祖神大山祇倉稻魂の三社にして深草山の上に飯を盛りたる如き三の峰あれば飯生の山といふ飯生の森とも號たり人王四十三代元明天皇和銅元戊申年石田臣深草の縣主内舍人押の使として奥州に赴き蝦夷の亂賊を征伐に下る時此の飯生の社に祈願して遂に蝦夷を平治ぬ和銅二己酉年に御倉上社荷田社中社を飯生山の麓に祭る同四年辛亥年に飯生を稻荷と書くなり諸神記云和銅四年二月九日倉稻魂神始て伊奈利山に現す地主神は荷田明神なり其の地には是を祀る故に稻荷大明神と號すと又公事根源集釋には和銅五年二月十一日戊午にに始て現すと又豐葦原と宜記云辰巳の方に當りて倉穗魂の垂跡あり夫此神は百穀を播したるの故に號け奉る神代の昔より此峯に向ひも知らず只此峯に顯れ玉ふは人王四十三代元明天皇和銅四年辛亥二月十一日に垂蹟す誠は諸人を哀憐の御心深く蒼生作らん物は草の片葉までも萬の災を攘ひ玉ふとあれば農家たる者尊び信すべき神なり神祇拾遺にも稻荷は地主を荷田神と號す此所に倉稻魂を祀る故にしかいふと諸神記の説と同じ又云宇賀御魂中伊弉諾尊上伊弉册尊下女三狐の由縁によつて木狐を安置すといへり匡弼按るに專女は白澤靈黃專女紅白目の三狐の神をいふなり類聚神祇本源云專女三狐神と又新猿樂記云伊賀專女と河海抄云伊賀伊勢にては白狐を專女御前といふ今神前に白狐を置くは此縁なりと鎮座傳記云宇賀美多麻神三狐神同座の神なりと又云宇賀美多麻は伊弉諾伊弉册二神の生所といへり又素盞鳴尊の女に宇賀魂稻女あり別神なり混すべからず神名略記云屋船豐宇氣姬命は是稻靈なり俗に宇賀美多麻神といふと又廿二社註式云稻倉魂神一名は豐宇氣姬命と諸説是の如し何れも五穀の神と爲す又雍州府志云稻荷の出現は和銅四年二月九日なりと長曆を以て是れを推せば九日は初午の日に當る是を以て今諸人初午の日に參詣すと見えたり

釋撰六帖に光俊朝臣の哥に二月やけふ初午のしるしとて稻荷の杉のこと、川技もなしと此歌の杉の故實は遂て一

書を著し稻荷の神徳を述ん其節辨すべければ今は是を略す

### ○山州紀伊郡深草稻荷神社祭式古今禮の奠式

右の神傳國史等に載るを看れば誠に稻荷大明神は我朝五穀の祖神にして豊葦原卜定記に説くが如く此神は諸人を哀憐たもの神慮深くましまして農家の田畠に作る所の一切の物は草の片葉までも萬の災を攘ひたもふとあれば農家は別して此の神徳を仰ぎ信すべき事なりされば稻荷の祭式は上古は甚だ大壯なる事にして善盡し美盡せりと見ゆ

文章博士藤原明衡が著す明衡往來に云稻荷祭の事神輿渡り給ふ間禮奠の嚴しき注云禮奠は祭の威儀なりと誠に如在の儀を存せりもつとも恭承すべし供奉雜人千萬といふ事を知らずと云々此文を見るに公卿百官皆祭式の爲に車を銜に列す

と見ゆ此藤原明衡は後冷泉院の(人王七十年代)御世の人なり(安永十年丑年まで凡七百十有九年になる)是を以て考ふれば往古の祭禮の式は是れ嚴重に美々鋪かりしに中世亂世に及びて祭禮の式次第に衰微し近世に到りては禰宜等若干神輿を供奉し

只氏地を渡御なし奉るのみなりしに 安永三甲午年勅裁の御倫旨をなし下され數百年來退轉衰微せし祭祀の儀式を御再興あらせられ舊の如く様式嚴重に行粧の華麗善盡し美盡せり是に於て稻荷五社の靈神怡悦感納ましまして

年増しに五穀豐饒に萬の穀まで彌益に盛熟し天下泰平國家安寧にして萬民悉く肆に歌ひ野に打て安く樂あり是まつたく此の聖代に當りてかしくも五穀の祖神倉稻魂の神靈を□に祭祀せたまふの致す所照然として萬民ことごとく是福澤を蒙る者なり夫士農工商の四民及餘の民に至るまでそれぞれの家業あり家業あれば其家業の祖神あり

其神といふわ武家にては其武の道を教始めたもの神武の道を守護神あり又農家には其農を始め教し神農の道を守護神あり工家には始めて工の道を教へし神工の道を守護の神あり商家には商の道を始めし神商の道を守護の神あり其餘の家業的にも又それぞれの神あり是をすべて祖神と稱し守護神といふなり然れば 家業それぞれの祖神守

護神を恭ひ敬しめ祭祀して其神恩を報すべき事なるに其神恩を報する事わかつて致さず只佛のみ信じ恭敬して其佛恩を報するなど種々の佛事は致せども其家業にて己が身命を得て父母妻子を養ひながら其神恩を報する事を識らざる者は譬へば山城の伏見街道に住居する商家年毎の二月初午に稻荷大明神の御恵にて年中の貯を致すれど商を致し金銀をもふけながら其神恩を識らず藤森の氏子なりと稻荷の祭祀を致さざるが如く若人其家業の祀神守護神の神恩を深く思ふて其祖神守護神を平常に恭敬ひ祭祀して其神恩を報せば其人家業繁昌子孫連綿息災無病延命長壽し金銀米錢充滿し吉祥如意なる事何の疑ふ所かあらん

#### 大日本國民社祭儀の略圖

### ○農業の人士御祖神五穀の祖神を祭祀すべき事

夫士農工商の四民は世界に於ても是を闕くべからず然りと雖も農は此中に於て一日も闕くべからずその故に聖人の政は教養の二にあり而して其序を論ずれば養を先となし教を後とす是富しめて後に是に教ふるなり何となれば食は惟萬民の天なり農は政の本とす民の道たる恒の産なき者は恒の心なしといふて夫れ人はそれその家業なれば心常に轉動散亂する故に常の心なし常の心なき時は則自然惡心起りて遂に其身命を亡すなり恒の家業ある者は其家業を出精さへすれば自然と金銀米錢集り衣食満足て自然と禮儀興るべく教化も行わるべし古語曰禮儀は富貴より生じ盜賊は貧窮より起るといへり此故に古の明君は民の家業を制するを以て先務となし給ふ其民の家業を制する道は稼穡を教ふるを以て先とす故に舜王は棄いふ人を以て斥稷と爲し民に稼穡を教へ五穀を樹藝す五穀熟して萬民養育す是に於て契といふ人を以て司徒と爲し敬むで五を敷く五教行はれて人倫の道明なり是聖人の政を志たまふ次第なり然る故に養ひ豊にして人倫の道も明になりし是を以て漢土の堯王舜帝の政は天下萬世の帝王の龜鑑たり其より後代々の聖王賢君天下國家を治めたまふに必ず農業をすゝめ稼穡を教ふる事を先にし人倫の道を

正すを以て本としたまはざるはなし然れば農民の家業耕作の道ほど世に大切なる道はなし漢土本朝共に農業の道始まりてより今の世に到り何國の農民としても其農術に疎き者はなくことごとく其道を得たりと云へし然れば此の上に何をか説かん且漢土に於てわ農政全書濟民要術等の農書少なからず我朝に於てわ近世農業全書といへる國字にて幼童婦人も讀易きに於ては猶以て何をか書かん然るに此書を撰びし愚生は前にも説しが如く猶この上にその農業の祖神と其守護神とを祭祀り敬み祈らば益以て風雨和順に十日の雨技を鳴さず五日の雨魂を穿たず五穀よく盛に熟し萬穀よく豐饒にして天下泰平國家安寧萬民をして安樂ならしめん是農民の勳功といふべし豈古説にいはずや五穀熟して萬民安しと故に今士工商の事をさし置きて先づ農業の祖神を守護神及び農家の故實を一二擧げて其神恩の深きを示し且祭の式法を略説す

### ○農業の人常に會得すべき一大事並に饑饉の説

夫農業の術は人を養ふの本なり農術純粹ならざれば五穀熟する事なく萬民を生育する事能はざれば五穀盛熟ざる年を凶といひ又歲惡とも饑饉年ともいふなり月令廣義曰五穀熟せざるを饑といひ野榮熟せざるを饉といふと又五穀皆熟る年を大有年といふ又冇年とも又は稔歲ともいふ註に稔は年なり五穀熟するを稔といふ即豐年をいふ也又は樂東歲ともいふ夫れ凶年にして饑饉なれば大地より生ずる一切萬物ことごとく生せず總て萬民食盡きて皆餓死するに至れば子は親の餓死するを如何ともすべき様なく親は子の餓死するを救ふ事能はず夫饑て死すれども妻是を如何ともすべきなく街に倒れ道路に蹟れ溝洫に斃れ家裏野外に斃れて横死する者算を亂すが如く哭き叫ぶ聲阡陌に滿是を見彼を聞ときは誰も是を悲しまざらん誰か是を哀憐ざらんや嗟是を思へば萬民常に願ふべきは天下泰平國家安寧五穀成就萬穀豐饒と朝夕に神明に向ひ神仙を仰て此の一大事を祈禱すべきものや夫農業の人は此の一大事を一心に忘れず常に思ふべき 世界萬民の身命は農業の者我等が預り物なり其故は萬民は皆五穀を食ふて身

命を保養ふものなれば五穀成熟せざれば其身命を保養ふ事能はず然れば農業の人常に天地の神祇に祈つて五穀及び萬の穀なましめ玉へと丹誠を抽でなばたとへ年の運悪しく萬穀成熟ざる年に遇ふとも其丹誠をしらし成熟を祈る者の田畠は萬穀よく成熟豐饒なるべき事何の疑ふ所かあらん若し凶年に遇つて其人の田畠のみ五穀成熟し穀豐饒なれば其人は古今希有の人にて天下萬民の爲には神仙とも稱すべし管子曰一農耕さざれば民に饑る者あり一女織らざれば民に寒暑あり倉廩實ちて禮節を知り衣食足て榮辱を知ると又曰人生勤あり勤る時には賈しからずといへり農家の人の勤めるは耕作にあり勤時は五穀賈しからざる事照然なれば農家の人は耕作を一大事と觀念し神仙に祈願して五穀及び萬の穀成熟を希ふべき事專一にすべし今是を神仙に祈禱してといふ事に附ては或人予に問ふて曰夫五穀成熟を祈らば天地の神祇に祈てこそいふべきに神仙に祈るべしとは師常に仙教を するを以ていふか五穀成熟を祈るに何ぞ神仙を祈る事を用ひんと予答へて曰く善哉汝が問ことや夫仙と凡夫を去つて聖人神明佛陀に遷るの義なり其事予が著述す日本列仙全傳に略これを辨するが如し夫我朝の祖神は皆仙なり其故は我朝の上知の人は皆心正直質素にして虚靜恬淡無爲なれば自然と眞一の靈旨に契ふて神靈照然として一面の明鏡の如く陰陽不側虚雲不昧生淨明妙靈なり依て天下を統御す國王を日輪に比べて天照大神と號し奉るる所を日滿といふ故に神語類曰日の西に滿つるを神といふとあり動く所を日止といふ其訓一にして直に體なる時は日とよび用なる時は日と讀む隨つて人を神との訓を分けたり天照大神の聖教私なく日輪の西海を照すが如しといふの尊號なり上古の君臣しとしく正直質素無爲清淨なりしかば都て神と稱し其代を神代と號す故に神は仙なり仙は神なり又佛をも仙といふ故に佛説本行經曰忍辱修行三千百二劫にして始めて□仙を證す號して清淨自然覺王如來といふと又華嚴經の音義曰佛は是大仙なり身は眞金色故に佛を金色仙といふと又般若燈論十日二乘菩薩も亦仙と稱名づく佛は其中に於て最尊上の故に大仙と名づくと又祀庭事苑に曰く漢の明帝摩騰に問ふて曰く佛道の中にも仙の號ありやと摩騰答曰機に隨ひ神形を顯し人を守護り或は災難を除き危難を救ひ玉ふ事を聖人を仙といふも皆是を神仙と稱し

尊び敬ふなり又漢土我朝に於て仙人といふ者數多あれとも此眞一の靈旨に契はず眞一を大悟せざる仙人は神仙眞人といふべからず皆術士方士といふ者にて僞仙なり誠の仙人にはあらざるなり皆幻術魔法なり此部分は大平廣記の卷の一などに見えたり

### ○漢土報田の祭蜡の祭の祭式百神の祭記の事

夫農業耕作の事は本朝にては神代に始まりし事は前に神代卷を引いて詳に説か如し又神代卷曰天照大神天狹田長田を以て御田となしたもふ時素盞鳴尊春は重穡種子し且其の畔を毀ち(春は二度再なり田の畔を切り放つなり)秋は天の班駒を放ちて田の中に伏せしむと然れば我朝に於て上君臣より下萬民に至るまで五穀を食ふて身命を保ち安樂に世を渡る者は天照大神の神恩を深く思ひ其神を報すべき事なり漢土にて農業を始めたまふは炎帝神農なり故に漢土に於ては報田の祭註に杜氏通典を引て曰伊耆の代始ての禮あり古の君子是をして必ず報ず是を報日祭といふ其神を先嗇といふ即神農なり初て田の事を爲す故に以て報ずの禮とはは禮運の註疏に日百神を祭るをといふ陸田云は讀んで乍と云ふと又玉燭寶典曰は百神に報ずるをいふと玉篇に子は子亦切虫の名又も同じ祭の名とあり何れとは祭の事にて炎帝神農は農業を始め玉ふ帝なれば田畠の祖神と爲して祭禮を行ふことなり月令廣義にの祭には黄衣を被て黄冠を着し祭るとありまた唐書には冬臘日前の寅日に百神を南効にすとあり夫の禮は詳に禮記の郊特牲篇に見えたり郊特牲曰天子は大伊耆氏始めてを爲すは素なり歳の十二月に萬物を合せ聚めて是を索饗す註に曰は八神を祭る先嗇一つ司嗇二つ農三つ郵表嘏四つ貓五つ坊六つ水庸七つ昆虫八つなり伊耆氏は堯帝をいふなり其後の聖人其農業に功ある者に報ぜんと欲して十二月に萬物を求索て享祭たまふを是を索饗すといふなりの祭は先嗇神農を主として次に司嗇を祭る司嗇とは上古の後稷の官をいふ百穀の種を司る神とを祭りて尙に報ずとは其民に藝を教ゆるの功を報ずる事をいふなり扱農は古の田畯にて民に功ある者なり郵表嘏とは

郵は郵帝の舎なり田畔曠を相連ぬる處を標表して郵舎を造爲て田隳（農業を司る官なり）是にて居て以て耕者を督す故に是を郵表曠といふなり猶虎とわ田畠に猫を迎えて其田鼠を食はし虎を迎へては田豕を食はしめんか爲に猫と虎を養ふて使は必ず祭るなり蘇東披曰猫虎を迎ふるとは猫の尸と虎の尸とを爲りて是を祭る也實に猫虎には非ず扱又坊とは堤なり以て水を蓄へ亦以て水を障ふ所なり水庸とは溝をいふなり是等皆農業の備なり已上この八つの物は耕作に要用の物なれば是を祭りたまふなり其の祭る時に祝辭あり祝辭に曰く

土反<sub>三</sub>其宅<sub>一</sub>水歸<sub>三</sub>其壑<sub>一</sub>昆虫母<sub>レ</sub>作草木歸<sub>三</sub>其澤<sub>一</sub>

此の祝辭の意を解いていはゞ先土は其宅に反とは宅は猶安といふが如し土安とに崩れ圯る事なく水は其壑に歸るときは泛溢となし昆虫は螟蝗の屬にて稼を害する者をいふ作ること母れとは作るはるなり稼を害する虫は生ずる事なかれといふ義なり草木は其澤に歸れとは草木各根を藪深に歸して田畠に生ずる事なかれといふの祝辭なり又郊特性曰<sub>レ</sub>の祭は仁の至り義の盡せるなり又周禮籥章云國に<sub>レ</sub>を祭る時は鬺頌を<sub>レ</sub>士穀を擊以て老物を息ふと又効特牲曰<sub>レ</sub>黄衣黄冠して祭るは田夫を息ふといへり野夫黄冠す黄冠とは草服なり註月令に先祖五祀に臘す農を勞ふを以て是を休息す此祭是なりと黄冠は草野の服といへり猶詳なる事は其書に往て見るべし

### ○本朝神代大地主神呪にて蝗虫の害を退く事

右に載る<sub>レ</sub>の祭りの昆虫は螟蝗の屬にて稻を害するといふ義に附て昆虫の神呪あり古語拾遺云昔神代に大地主神田を營る日牛の<sub>レ</sub>を以て田人に食はしむ時に於て御歳神の子其田に至り饗を唾吐て還りて御歳神に此事を告るに御歳神怒りて蝗を以て其田に放つに其苗葉忽に枯損て篠竹に似たり是於て大地主神片巫跋<sub>レ</sub>巫をして（今俗のカマ米占）其田を占求むるに巫告げて曰御歳神崇りをなす宜しく白猪白馬白雞を献りて以て其怨を解へしと教へたれば其教の如く爲に御歳神答て曰實に吾所意爲なり麻の柄を以て特に作り是を持せて其葉を以て是を掃ひ天神草を

以て是を押せ鳥扇を以て是を扇げ若皆如くして出云らずは宜しく牛の宍を以て溝の口に置きて男葦形を作りて以て是に加へよ是其怒を厭ふゆえになり 蕙子蜀椒吳桃の葉及び鹽を以て其畔に班置けと仍て其の教の如くせしかば苗葉後茂り年穀豊稔りぬ是今神祇官に白猪白馬白雞を以て御歳神を祭るの縁なり匡弼按するに男巫形或書に男益形又は男葦形とするなり我朝は神仙の國にて神代よりかゝる神呪あり

### ○本朝祈年祭並祈年穀奉幣廿二社へ勅仕の事

夫農業は天下の政の本なり故に漢土の天子は大<sup>ウ</sup>の祭を行ひて八神を祭祀たまふ其餘の祭り數多あるも皆五穀成熟の祈禱にあらずといふ事なし

我朝は神國なれば五穀成熟五穀豐饒の祈禱其諸神を祭て其神恩に報ずる神事枚擧すべからず延喜式卷の第一より第八に至りて其神事を載せ同卷の第二十二民部省上第二十三民部省下第二十六主税寮上第二十七主税寮下等に見ゆ又年中行事に二月四日祈年祭ありて案上案下三千餘座の神を祭る其所々たしかならざるあり國司 各地方の諸國 には祈年祭を行ふ其日南殿にて御拜あり辰巳の間巽にむけて御座を敷き筵二枚半帖れいの御禊に同じ伊勢大神宮を拜したもふ又祈年穀奉幣といふ事あり二月の中吉日して奉らる廿二社なり上卿陳の座にて使を定 八幡の使は中納言加茂平野梅尾春日は宰相其外は四位五位の使並に卿使には次官あり外記これを催す廿二社の宣命は伊勢は縹色紙加茂は紅梅色其外は黄色紙なり又七月に祈年祭奉幣の日ついてを撰ぶ二月に同じと此事年中行事に詳なり今是を略す然れば本朝漢土はいふに及ばず南蠻北夷其餘の外の國といえども五穀成熟萬穀豐饒を祈る事はなくてやは有るべき元より農業をなすの人はいふに及ばず今日五穀を食ふて身命を保養ふもの五穀の祖神守護神土の祖神は片時も忘るべからず然りといへども今日□□家業世務の事繁き其神恩を深く思ひ報ぜんと欲すとも心に任すべからず然りとて其神恩を深く蒙り各その身命を保養ひながら其神恩に報ずる事を欲はず成ざるは禽獸とや

いはん父母主君の恩を知らざるより淺ましき事なり仍て意あらんに教へ諭し奉る今より五穀を食ふて壽命を保養ふ人々は一年に二度何とぞ五穀の祖神守護神土の神恩を報ずる爲に祭祀をなすべし其祭祀をなす日は毎年春二月の社日と秋八月の社日とただ年二度なれば甚だ心易き事なり春の二月秋の八月兩度の社日は曆に記しあれば毎年曆を見て考へ知るべし此社日に右の祭をすれば五穀成熟萬穀豐饑にして天下泰平國家安寧家内繁昌夫婦和合し子孫長久金銀米錢倉廩に充満し無病息災壽命永長なるべし故に人々に勤め奉る今より必ず大願を□して春秋の社日に於て五穀の祖神守護神土の祖神を身の分限に應じてなし給へ其祭りの式法並に漢土本朝に於て社日の故事等詳に左に記して厚志あつて神恩を報ずる人に諭すなり

### ○春秋の社日並びに祭の故實揚鷹閣の辨論

夫れ春秋の社日といふは年毎の曆に記すが如し尙天明元年丑の年の二月の社日は二月廿五日戊辰の日なり秋八月は八日戊亥日なり運氣曆說日春の社日は二月の節に入つて二度目の戊の日を社日といふ農家に祝する日なり又秋の社日は八月の節に入つて二度目の戊の日を秋の社日といふ農業家に祝すとあれど匡弼按に年に依てたがふ事あり曆を見て其年の社日を考へ知るべし曆林問答に曰或人問ふて曰社日といふは何ゆえぞ答へて曰く尙書曆日社日とは歷毎に春秋祀るべきの社事土地の主なり稷は五穀の長なり二月、八月は陰陽の中氣なり二月を春社とし八月を秋社とす其百穀實つて稼穡成るゆえ之德に應じて祀る故に春社は春分に近き戊日秋社は秋分に近き戊の日なり各民に命じて土地を祭りて惡氣を攘はしむそれ戊は土なり故に戊日を取つて是を祭ると若社日に祭祀を行はんと欲はゞ其年の曆にて考ふべしそれ社日といふは漢土にて農業の民に社を祭しむるの日なる故社日といふなり社といふは是土の神をいふ也禮記の郊特牲の篇に云社は土を祭りて陰氣を主とす君北嚮の下に南嚮する事は陰に答ふるの義なり日に甲を用ふる事は日の始を用ふる事なりと註に地陰を乗る時は社は乃ち陰氣の主なり社の主をば壇

上に設けて北面する君牖の下に來て南に向ひて是を祭るなり蓋し社は屋せず惟壇<sup>タ</sup>を立て環らずに墻を以てす既に地道は陰を主とす故に其主を北に向て君南に向ふて是に對ふるなり日に甲を用ふるとは甲は十干の首なり禮記說義纂訂卷の十に曰揚鳳社祭<sup>ハツ</sup>土而主陰七節此社禮の義を詳にするなり首の二句は社を立てるの義下の四句は社を祭るの義なり

夫社は五土の神を祭る所以なり地陰を乗とわは主とする所の者陰氣なり蓋し土は體ありて氣は形なし陰氣土に非ざる時は附麗所なし土は氣に非ざる時は塊にして神ならず故に是を廷示りて是を主とする事此の如きなり主を壇上の北面に設るは陰の位なり君北牖の下に來りて南に向て是を祭るは其陰に對て其來字を冀ふ所以なり祭るに甲日を閉るは陽は甲に始まりて物を生ず甲を日干の首となす日を用ふるの始なり按するに社は五土の神を祭る稷は土に非ざれば以て生ずる事無く土は稷に非ざれば以て生々の効を見る事なし社を祭るに必ず稷に及ぶは其功を同ふし利を均ふして人を養ふを以てなり王社候社國中の土神のみ農事を與にす事なし故に稷をす大社國社農の所報在焉故にみな稷あり前南面を以て陽を答ふと爲す向ふ所の南方を指て陽と爲なり此陰に答ふるとは彼陰にむかふ即是陰の位なり然るに前の陽の字一步を推開の説此陰の字は主地に就く説なり五土の神とは山林川澤丘陵墳衍原濕なり社は是土神なり社といふて稷をいはざるは社は五土神を偲て祭るなり稷は原濕に止るのみ社をいふて以て稷を兼べきなり北牖とわ社内の北の牖なり陽は甲に始まりて物生じ陰は辛に極て物成なり地は陰を以て物を成すと雖ども然れども地の事を始るは陽に存す故に社は甲を用ひて以て其始めを原む天は陽を以て物を生ずといへども然れども天功を終る者は陰に存す故に郊は辛を以て其終を要す獨陽は生ぜず獨陰は成す天地須の義なりと已上揚鳳閣の説なり

○漢土にて社を祭る故實中雷を祭る義尊親の解

禮記の郊特牲に云社は地の道を神にする所以なり萬物を載す天は象を垂る財を地に取り法を天に取る是を以て天を尊て地を親ふす故に民に土の神報する事を善美し教へたまふて事より家に於ては中<sub>ニ</sub>を主とし國に於ては社を主とするは本を示すと也註に聖人地道の大なる事を知る故に社を立て以て祭る神にして是を明にする所以なり上古は穴に居れり故に<sub>ニ</sub>の名あり中<sub>ニ</sub>と社とは皆土神なり郷大夫の家には主として土の神と中<sub>ニ</sub>の神を祭る天子諸侯の國は主として土神を社に於て祭此皆以て其物を載せ財を生ずるの本を示す也と然れば上天子より下庶人に至るまで天と地とは常に尊敬し祭祀すべき事なれども天子に非ざれば天を祭る事ならず惟地を祭る事は萬民も祭るべし故に禮記說義纂訂曰天子に非ざれば天を祭らず天子より以て庶人に出るまで皆社を祭る事を得るは亦父を尊み母を親しむの義なりとあり是天を父とし地を母とするの義なれば一切萬民悉く地の恩を知つて其恩を報ゆべき事なり殊に農民は常に大地を耕して樹藝する者なれば別して地の神恩を深くおもふて其神恩を報せざるは誠に恩知らずといふべし又農家のみに限らず今日五穀を食ふて生命を保養ふ者五穀萬穀萬穀一切の物の出產する大地の神恩を知らざるは禽獸に劣れり更に人とはいふべからず依て匡弼謹んで世界の諸君子及び農業の人に生示す其地の神恩廣大なる事を知つて其神恩に報ぜんと祭祀を行ひ土の神五穀の神及び守護神の神恩を報じ奉るべき者なり此祭祀の式法は儒教に出で禮記等に詳なり然りと雖も其式法甚だむつかしきを以て儒の式法はこゝに略す儒者に尋ね聞くべし

又我大日本國の神道に於ては匡弼其の式祭の方法詳なる事知らず故に我仙教と神教とを混へ合せて以て略社の祭に擬へ以て土の神五穀の神守護神を祭祀りて其五穀成熟萬穀豐饒にして昇捐水害なく蝗虫一切の災害なく(蝗は本草綱目に云蝗亦蝻類大<sub>ニ</sub>而方首<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>玉字<sub>ニ</sub>以氣所<sub>ニ</sub>生蔽<sub>ニ</sub>天飛性畏<sub>ニ</sub>金聲<sub>ニ</sub>一生<sub>ニ</sub>八十一子<sub>ニ</sub>其子末<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>羽者名<sub>ニ</sub>蝻<sub>ニ</sub>因<sub>ニ</sub>牡<sub>ニ</sub>蝻<sub>ニ</sub>中<sub>ニ</sub>陶治<sub>ニ</sub>而自<sub>ニ</sub>生<sub>ニ</sub>故<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>爾雅集註曰蝗物名也食<sub>ニ</sub>苗心<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>螟<sub>ニ</sub>食<sub>ニ</sub>葉<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>食<sub>ニ</sub>節<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>食<sub>ニ</sub>根<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>螿<sub>ニ</sub>三才圖會及び唐書五雜俎等に蝗の事を載す)天下泰平國家安寧にして萬民安全農家繁昌ならしめん事

を若し厚志ある人此祭祀を行はんと欲はゞ左に記す所の祭祀の式法に依て祭るべし若又無智の人無學の人ありて此の書を読む事能はずんば學文ある人に讀んでもらひ聞べし若し又厚志あつて農業の人に此土の神五穀の祖神守護神等を祭祀るべき旨を教へ諭さんと欲ひ給はば此神仙靈章春秋社日儀を讀聞せて勤めて萬民に此祭儀を行はしめ給はしめ給はば五穀の祖神守護神土の祖神威廣ある事疑ひなく此祭祀の式法海内に普く弘まりて天下の萬民悉く春秋の社日毎に普く行はゞ天下泰平國家安寧五穀成熟萬穀豐饒家門繁昌子孫長久無病息災金銀米錢珍貨奇寶充滿せんて掌をかへすより易からん

### ○神仙春秋社の祭り社壇の式並に本朝にて祭る社の圖

夫社を立て祭を行はんと欲はゞ先其國所の村里に於て田畔又は路傍の清淨なる土地を撰びて石或は土を用ひて壇<sup>□</sup>を立つ壇<sup>□</sup>とは即壇をいふ尤も壇は玉篇に壇は土を封じて祭祀ところ壇は猶坦(タイカラ)の如し明坦の貌なりと壇はタイツムトコロ、サカイハラフミキリアキラカなど讀字なり<sup>□</sup>の字は壇と讀みマセガキ・フガキニハなども讀なれどもその壇の事なり扱壇は高さ三尺五寸其周圍は或は其高さに順ふべし扱環すに塙を以てすといはれて周廻と□をして内に人の出入せざる様に致すべし右の壇の上に五方の土を取聚めて最中に置て扱其上に石を以て主を立るなり先五方の土を取聚るとは其國所又は村里を眞中、中央として其中央より先北の方の土を取來て此壇の上に置くべし次に東の方の土を取來りて又同じく壇の上に置き扱南の方の土を取り來り又壇の上に置扱西の方の土を取來り壇の上に置くべし右何れも取來る方角は或は一町又は一里にても其國所の一村のはずれ境目の土を取來るべし但し國ならば國境郡ならば郡境村境より取來るべし尤も東方は青色の土を取來り南方は赤土西方は白土北方は黒土を取り用ふるを仙法とすれども是なき時は常の土を取用ゆべし扱四方の土を取來り畢て後其壇上の前の土を取て是を中央の土とし是を四方の土の最中に置べし尤も中央の土として是には黄土を用てすべきな

り若是なくば常の土を用ふべし扱五方の土を置く上に兼て石を五角に切て碑の如くし此石に即五神の神名を記し彫附けて是を立置べし其五神の神の名とは本朝の土の祖神五穀の祖神守護神等の神號なり悉く奥に神名を載す扱てこの社の壇上には屋根を用ひず是禮記の郊特牲篇に天子の太社には必ず霜露風雨を受けて以て天地の氣を達すといふに法とる今此社壇は天子の太社には非ざれども其霜露風雨を受けて以て天地の氣を達せしめんと今屋根を用いざるなり猶圖にて考ふべし

○本朝の社式五方の土を以て爲すの疑問並に答釋

禮記の郊特牲集註曰地陰に乗る則是社はすなはち陰氣の主なり社の主をば壇上に設て北面にす君北牆の下に來りて南に向てこれを祭る蓋社は屋せず惟壇<sup>ヲ</sup>を立て是に環すに牆を以てす既に地道陰を主る故に其主を北に向て君は南に向ふて是に對すといへり

四書翼經圖解に云其式なる時は屋せず唯表すに其土の宜しき所の木を以て樹て遂に以て其社に名く其壇方五丈諸侯これを主とす唐朝以來其主を石にて是を爲ることいへり扱前に本朝に於て社を立る式を記して五方の土を取つて以て爲る事を或人の曰漢書に天子の土社は五色の土を以て壇と爲すといへり然るに今本朝の社を立るに五方の土を以て爲るは僭に非ずや答曰く漢土の社は寔に然り天子は五色の土を用て爲と甚た源あり故に顯に説す唯漢土の天子の太社の式に似て其 極大に異なりとおもふべし然れども此社の式本朝に始る義に非ざれば今漢土の社式故實を參へ考へて其社式に略述ぶるのみ他日匡弼が愚を相濟君子あらば宜しく改正したまへかし

本朝社五略圖

禮記ノ郊特牲ヲ集註曰地乘陰則社ハ乃陰氣之主ニ設於壇ニ上北面ニ君來リテ北牆下ニ南向ヒテ祭ヘ之ラ蓋社ハ不レ屋惟テ立ニ之壇<sup>ヲ</sup>ニ而環<sup>ラ</sup>之ニ以<sup>レ</sup>ス牆<sup>ヲ</sup>既ニ地道主<sup>レ</sup>陰故其主北ニ向テ而君南向<sup>テ</sup>對<sup>ス</sup>之ニ 四書翼經圖解ニ其式<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>屋其<sup>ノ</sup>表<sup>ニ</sup>則樹<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>土<sup>ノ</sup>所<sup>レ</sup>宜<sup>ニ</sup>木<sup>ニ</sup>遂<sup>ニ</sup>以<sup>レ</sup>名<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>社<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>壇<sup>ハ</sup>方<sup>ニ</sup>五<sup>ノ</sup>丈<sup>ノ</sup>諸<sup>ノ</sup>侯<sup>ノ</sup>主<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>唐<sup>ノ</sup>以<sup>レ</sup>來<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>主<sup>ト</sup>則<sup>テ</sup>石<sup>ヲ</sup>爲<sup>シ</sup>之<sup>ニ</sup>君<sup>ノ</sup>南<sup>ニ</sup>御<sup>ス</sup>ル<sup>ノ</sup>事<sup>ハ</sup>於<sup>テ</sup>北<sup>ノ</sup>牆<sup>ノ</sup>下<sup>ニ</sup>答<sup>テ</sup>陰<sup>ノ</sup>之

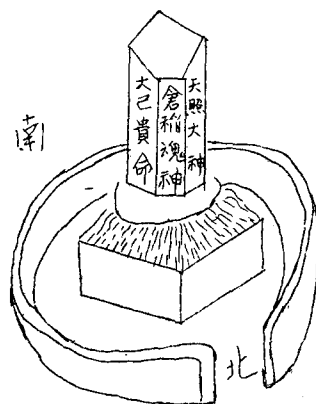
義也北闕者禮記說義曰北闕社內北闕也

社の主は五角の石に各神號を記して主とす周廻に土手をつきて塙とす  
高さと周回と又社の主との高さは其宜しきに隨ひいかやうにも作  
るべきなり

○漢土春秋の社の祭祀主社樹並ニ盛の事

右に圖する所は漢土の社に法りて今是も省略し我朝にて社を立る法を  
制す漢土にてわ昔は社に樹を植して主とせし故論語卷の二八昭篇に哀

公社に植ゆる樹の事を宰我に問ふことあり宰我答へて曰夏后氏は松を以てし殷人は柏を以てし周人は石を以てす  
と是周の代中世より天下禮廢れて社に樹る所の木何の木を用ふる事を知らず侯國社樹の實を失ふ故に魯の哀公孔  
子の弟子の宰我に先王用る所の社樹を問れし也然れば昔は樹を植えて主とせしと見えたれども唐朝より石を以て  
社の主と爲し事は唐書の張高賢が傳に詳に見えたり今石を五角に切つて神名を彫て以て社の主と爲すは匡弼唐朝  
の列に法とり以て右に圖す漢土の社の壇法は右の圖の如き者には非ずされども今本朝に於て社に法て以て祭るに  
其簡易なるを以て省略して右の圖の如くす然れども厚志あらん人は漢土の社を法て祭るも又宜く扱右の社の圖の  
周廻の土塙は上を以て封疆をつきて土壇として其形圖の如くすべし扱社樹の事は宰我が答孔子の語つきて和漢の  
儒者辨論ありと雖も今社樹を用ひざればこゝに略す夫社は漢土の先王國を建社を立て以て后土を祀りて民をして  
其土祖神の神恩を祈り報ぜしむる義にて其君みづから社に到りて社の前の北壇の下に來りて南に向ひて是を祭り  
たまふ此時一□の農民悉く社に來り聚りて供物をおのおの獻じて共に祭るなり故に郊特牲云唯社事の爲には畢く  
里より出と集註に云社事は社を祭る事なり二十五家を里といふ畢は盡なり言□は社を祭る時に當りては一里の人



ことごとく出で其事に供給する也蓋し家毎に一人づゝ出づるなり又曰唯社の爲に田する則は國人ことごとく作と集注云社を祭る爲に田獵をなす則は國中の人皆行て一人も家に留る者なきなりと曰唯社には立乘黍盛を供す本を報ひ始に反る所以なりとも集註云社を祭る則は必ず黍盛あり稷を明黍といふ器にあるを盛といふ此黍盛は丘乗をして是を供せしむ丘乗とは井田の制に九丈を井と爲し四井を邑と爲し四邑を丘となし四丘を乗となす也と是は必究一部の人或は一國の人皆出で祭祀を爲すといふ也蓋し財は土に非ざれば生ぜず人は財に非ざれば養れず故に一人も養育の中に在ざる者なし然れば皆出で社を祭りて神恩に報せざる事を得ざらんや故に一國は一國ながら祭り一里は一里ながら出一村は一村ながら出で祭るべき事なれば豈農民のみ此祭を行ふべき土商工の民といふとも出で財は土に非ざれば生ぜずといふ事を知り人は財に非ざれば養はれずといふ事を深くおもふ時は武士商人職人たるも皆社の祭は行ふべきなり

### ○王者四方の諸候に封す社の義並に授茅土の事

夫社といふのは月令廣義卷の十二曰王者五色の土を以て四方の諸候に封す諸候各其方の色の土を以て歸り以て社の主とすと漢舊儀云天子の大社は五色の土を以て壇を爲りて封す諸候は方面の土を取て直に（直は□なり）白茅を（チガヤノ事）以て是を授く是を授茅土といふ也禮記月令曰中央は土其日は戊巳（上ハ寄ニ旺干四季ニ月各ニ十八日季夏ノ居ニ一歲之中ニ又當テ火金子母之際ニ故揚ニ土令テ季夏之後ニ以テ成ニ五行之序ニ其帝は黃帝軒轅氏黃精三君）其神は后土（句龍初メ爲メ后土ニ後祀以テ爲メ社ト后土官□則祀融以テ大官兼シ之此土官之臣也）其は□（□ハ露見不ニ陰藏ニ也人ノ受シ土中之和氣ニ以テ生故爲保類ト保長三百六十メ而人爲之長ニ）其數は五（五者土之生數ニ也四時皆舉テ其成數ニ此獨リ舉テ生數ヲ）其ハ廿一（土成形一の以稼穡作レ甘）其祀は中□（古有ニ官室ニ故陶復陶穴皆開ニ其上ニ以漏ニ光明ニ而雨露之後因ニ名ニ室中ニ爲ニ中□上居ニ五行之中央ニ故神亦在ニ室之中央ニ季夏土氣盛ニ之

月令廣義卷く十二の事文に曰く季夏の令を引て曰神農は土神季夏中央の上に屬す土王に事を用るは農功を成す事を主ると太常記云土王は戌日幽史云古陶復史因<sub>テ</sub>以<sub>テ</sub>爲<sub>ス</sub>室中<sub>ノ</sub>神戌日祀<sub>ニ</sub>中<sub>ニ</sub>土星は鎮星篇に曰く鎮星は夏の季を主る其星春は色青く夏は色赤く秋は色白く冬は色黒し皆女主の爲に喜びある此に反すれば憂ひを主る○白に變ずれば水滂不熟と宋史曰季夏に秋令を行ふ時は鎮星白に變ず兵凶水滂女災を主とるの青に變ずれば國に風雨多く穀を主る貴人遷徒颯風多し○色黒きは風寒時ならずと爲す財を招くは星色を變ず○色黄なる時は暑位に當て吉なりと玉曆<sub>ヲ</sub>璣云鎮星は徳を主る占ひ夏の季と爲す亦外に陳りて兆中に□す註云四方の中に居て戌巳の位に在り萬物これに因て以て生じ四時これに據つて列ぬ故に星を名けて鎮星といふ徳厚安危存亡の機を主とり以て其土の行に屬して動靜吉凶を季夏に占ふと土星はすなはち鎮星なりと十八日に一度を移して二十八年に一個天すと風社の故實は禮記の月令及郊特牲月令廣義風俗通教經<sub>□</sub>啗舍の社の賦國語左傳漢書<sub>□</sub>小邑獨斷史記白虎通等の書に教誡す詳なる事は往て見るべし今匡弼我朝の諸君子に謹んで勤め奉る社の祭の式法は本漢土の社の祭儀に法とりて強て又漢土の祭儀に依す此方別に此祭儀を立てるに似たれども唯願ふ所は祭式を簡易にして何國何地にても祭儀の容易行はるゝ様を專一と爲す謹んで願くは仁惠の諸君子匡弼が愚索を賢察したまふて此祭儀ある事を一村一般の農業の人に實識しめ玉はゞ一村の人これを祭らん一村の人祭らば一郡の人是を傳へ祭らむ一郡祭らば遂に一國に於て祭らむ一國祭りて列國祭は次第に六十餘州に於て普く此祭儀を行はゞ我神明の五穀の祖神守護神土の祖神等感廣納受ましまして天下泰平國家繁昌五穀成熟萬穀豐饒萬民安樂ならん者なり

## ○月令廣義卷の六二月の令政教節令物候の拔萃

肝胎馮應京纂輯

新安載任增釋

秣陵季登參訂

二月令 政教 政教節令

〔禮月令〕仲春の月中略其日は甲乙其帝は大皞其神は句芒（甲乙は東方の木子なり大皞とは伏羲氏をいふ木徳の君なり句芒は少皞氏の子□官の神生れて氏に功能あり故に後の王時を以て是をまつるなり元日民に命じて社せしむ）元日とは善目をいふなり郊特牲云社を祀るに甲日を用ふ召詰に戊日を用ゆ民に命じて社の祭をなさしむるは民に屬して祈禱せしむる所以なり

節 令

春 社 立春の後第五の戌日を春社とす略會社賦序有漢八日を丙午にトし魏氏は丁未を選び用ふ 晋は社日孟月日は四日名その行運による三代固に同じからざる事あり今禮記を按ずるに仲春元日を選びて民に命じて社せしむ註春分前後に近き戌日なり元日とは上旬吉日なり

社 樹 古は社を立て各樹木を壇前に植て以て以て主とす故に後世の社の丕木を以て名づく 哀公社を問ふ宰我戰栗の説を以てあやまりのぶる故に孔子之を非とす

封土爲社 〔孝經緯〕社は土地の神土地ひらふして悉くまつることならず故に土を封じて社とす以て功を報ずる也 社稷神 〔風俗通〕□の子修好といふとふく遊ぶに舟車のいたる所足跡の達する所穴□は覽すといふ事なし故にこれを祀りて以て社神とす 〔左傳〕美工氏子あり同寵といふ水土を平らく故に祀りて以て社とす一説に美工氏干

后とあり一説に厲山氏の子柱よく五穀を植ゆ故に祀りて以て稷とす稷は百穀の長なるを以て因て名くるに其神を以てす厲を一に烈に作る 〔禮郊特牲〕是故に厲山氏の天下を有や美子を畏といふ能百穀を植ゆ夏の衰ふるや周の棄これに繼ぐ故に祀りて以て稷とす美工氏九州の覇たり其子を后土といふ能く九州を平らぐ故に祀りて以て

社とす蔡邕獨斷 粟百穀を播殖す稷を以て百穀の長にす故に稷を以て其神と名づく

句龍柱棄 國語 芙工氏の子を句龍といふ后土の官となる能く水土を平く故に祀りて以て社とす烈山氏の子柱

といふ能五穀を殖ゆ夏より土を以て祀りて稷とす殷にいたりて柱を以て久しく遠くて堯の時棄を后稷とす亦能五穀を殖ゆる故に柱を廢して棄を祀り稷とす

祭社文 曹植 於惟大社官名后土是日句龍功著上古德白王帝實爲靈主克明播植農政日舉尊以作稷豐年是與義與

社同方神此 子

上祭社 會典 上戊日祭先農五穀

祭社稷樂舞 樂律志 洪武元年二月上みづから大社大稷を祭りたまふに神を迎ふるに廣和の曲を奏して王帛

を奠するに肅和の曲を奏し初獻に肅和の曲武功の舞を奏し亞獻に豫和の曲文徳の舞を奏し終獻に熙和の曲文徳の舞を奏し徹豆に雍和の曲を奏し神を送るに安和の曲を奏し燎を望むに時和の曲を奏すと

苴土 漢書 天子の大社は五色の土を以て壇上爲し諸侯を封ずるには方面の土を取て苗に白苴を以て是を授く

名其方の色を以て社を其國に於て立る故に之を苴土を授くといふ韻書 苴は聚む

祠社以三伏目 祭 立社 禮記 王群姓の爲に社を立るを大社といふ王自らの爲に社を立るを王社といふ諸侯

百姓の爲社を立るを國社といふみづから社を立るを 社といふ 大夫已下社を立るを置社といふ 求福 王者諸侯の社稷を立る所以は萬人の爲に福を求め功を報するなり

奉求秋報 穀は土に非ざれば生せず人は穀に非ざれば食せず故に社稷を立て以て主とし祀る古の先聖王法を人の施すときはこれを祀る故に句龍を以て社主とし周の棄を稷の主とし配す春はもとめて秋は報す

親地報本 史記 社は必ず霜露風雨を受く以て天地の氣に達す社は地にしたしむ所以なり次米盛を供して本

を報ひ始めに返るなり

護禾報祭 〔自虎通〕 搜神契曰仲春禾穫て社に報ひ稷に祭るに三を以てす垂功に向ふ故なり尙書曰社を新邑に

及ばず羊一牛一豚一按ずるに中春は禾の穫るべきなし又稷を報ずるは 秋に有べし故に又八月の社に見ゆ

社主陰書 命を用ひざれば社に於て戮す 〔註〕 社は陰を主とす陰は殺をつかさどる

社屋 諸祀は廟を以てす社は土を封し露祭す故曰祀已屋者其祀斬也

青社 王者五色の土を以て諸侯に封す諸侯各その方色の土を以て版て以て生社の主とす

祈清道神 〔說文〕 清道の神也祈る是を社といふ事道に有もの言凶偕に名づく

祀社以羊 〔獨斷〕 漢漢の高祖 〔縣に令して春二月及び〕 を以て神稷を祀るに羊 〔を以てすと〕

祭五穀神 〔神隱〕 社日五穀の神を祭る

社綜 百家共近者を社綜といふ

四隣會 〔歲時記〕 社日四隣並に宗をむす 社に會す

扮楡 郷各ふり漢の高祖はじめて起るとき扮楡の社にいのる既に天下を定て御史に詔して扮楡の社を治めし

む

社日輟業 〔呂公忌〕 社日男女をして家業を 〔しむ輟まざる者は人をして惣ならしめすと〕

停針線 〔墨莊錄〕 唐宋の世には社日に婦人縫物をせず是を忌作といふ

治饗酒 〔七籤〕 社日の酒を飲はつむぼを治すといへり

社飯 春社に猪肉を以て雜調和し飯の上にしきて饋送るを社飯といへり

社羔犬 吳越の俗社を祀るに羹を以てす是を社羹といふ

速小兒語 社を祭る酒を小兒に飲すれば能く速くものいふ

治菓木 社日に羹を以て菓木に 〔すれば子を生ずる事多く又百菓樹下に春くときは實を結びて落すといへり〕

種絲瓜一 山居四要社を宜しく種絲瓜山茶をうゆ

社雨 社日に雨降は穀重くして葉はまれなり

大明會與郷約 共武五年定氏間里社百家一會の一里社毎歲春秋社祭會舉行郷飲酒禮

物 候

社燕廣雅 燕は春の社日に來て秋の社日に去る故に社燕といふ三種あり紫 輕小 のは越燕といふ旬月

班黑聲大なる者は胡燕といふ社候とす燕の巢の北に向ひ尾偏して色白く胡髯ある者は是數百歳の燕

巳日時君 抱朴子 社中巳日時君と稱することのは龜なり

社前茶 學林新編 茶の佳きものは造るに社前にあり其次は 前其下は雨前なり火前とは寒食前の雨をいふ雨

前は穀雨前をいふ

社日占 雨降るは五穀に吉、小時は六畜に吉

董龍の社樹

董龍は<sup>ト</sup>の<sup>ト</sup>の人なり家貧し里人と共に社を祀る里人姓を買て牢す董龍文を撰して以て祭る祭り畢りて<sup>ト</sup>を分るに里人平ならずあまつさへ董龍を逐出す董龍泥飯を造りて以て祭り畢て樹下に於て將に祭文を焚むとするに百鼠ありて 文を啣て地穴に入たり是を堀て白金一叫を獲たり董龍みづから私に取らず里人を率ひて官に詔ふ縣令これを賢なりとして奏聞す依て勅して其閭を旌表して義夫里といふ遂に是を以て其里の名とせり<sup>ト</sup>は所の名なり音は周至

吟原の社樹

吟原といふ人居を遼本といふ所に遷して嘗て行て遺金拾文を得たり以て此錢を樹の枝に繫く既に取者なくして猶錢を繫く者多し吟原其故を問ば答て曰これを神樹といふ吟原己が錢と繫ぎ始めしに由て注祠となる事を悲しみ遂

に此事を辨し曉す依て里人其錢を斂て以て社を祭る供物の錢となす匡弼謹みて諸人は共今家朝にて社の祭を行はんと欲ふ人は譬は一郡一村にてこと其郡中又は村中の人と常に月毎に掛錢をして春秋の社の祭を行ふ則是容易に行はれ又其祭も永久に勤るべし

○月令廣義卷の十五八月の令政教節令物候の拔萃

八月令 政教

禮月令

中秋三月中略其月庚辛其帝ハ少皞

宣夫氏其神は少皞氏の子其虫は毛白虎の宿其類の毛と該金官の臣なり

節 令

秋社 曆書

立秋の後第五の戊日を秋社とす大底に春社の如し

秋報

春祈りて秋報す

社詩

九農成生榮一百祀發光輝一報郊神如在馨香舊不違

報社祭稷

白虎通

仲秋禾を穫て社を報す稷を祭る三を以その何それその功を重する

卜稷

周禮日□て來歳の稼を下す

立壇先五社を建るの制榘を建壇を立

設□

周禮封人掌下設□王之社□爲□畿封□而榘之飲□社を祭りて□を求め祭畢て宴すこれを飲□といふ

棗□

社□は重□に洋

社□

夢華錄秋社社酒を以て□り送る

社飯

江南は社稷を祀る事を尙ぶ祭るに必ず美飯を以てす江北の俗は社を祭らずして山本には穀を獻する典

あり秋社におのおの里の長本郷に就て稷米にて飯を造り里毎に一器飯を持て縣に詣り官に伺ふて社を祭り餅にこれを驗し祭り畢りておのおの里の飯を併せて養濟院に施す

秋社雨來歲豐年なり

避<sub>レ</sub>崇 小兒早く起きて以て社會を避け又針線を停め小兒の語を速やかにする等の事も春社の如し

天灸 田家五行 社日の朝磁器を用ひて百草の露を收て濃墨を磨し百病を治す頭痛するにわ大物の穴を點し癆

疝は青盲の穴に點するの部なり名づけて天灸といふ

洽 歡 唐の高祖里門に詔して社を立て用て郷黨の歡をあまねくす

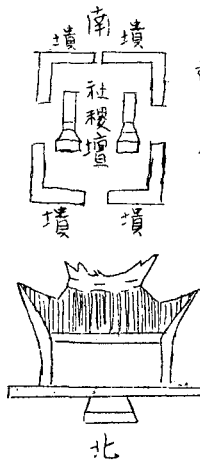
漢土の社稷壇の圖並に社考の和解

四書翼經圖解の論語の卷の二八脩第三に社稷壇の圖を載す左に是圖を載て後學の備覽に便りす猶善圖あるべきなれども見す厚志あらん人は見るべし「匡弼」此社の祭の事を撰すといへども強て漢土の祭式に依らず只漢土の祭式社式は其故實を知るべき爲なり厚志あらん人は匡弼が愚見を察し其祭式社式本朝の故實に叶ふべき要を増補し是より年に春秋の社祭を諸人に行はしめば識に神忠ならん

社考

王自爲立<sub>レ</sub>社日<sub>二</sub>王社諸侯爲<sub>三</sub>百姓立<sub>レ</sub>社日<sub>一</sub>國社<sub>二</sub>自爲立<sub>レ</sub>社日<sub>一</sub>侯社<sub>二</sub>士大夫以下成<sub>レ</sub>郡立<sub>レ</sub>社日<sub>一</sub>置社<sub>二</sub>王之社則士五色而冒以<sub>レ</sub>黃諸侯之國社則受<sub>二</sub>其方色之士<sub>一</sub>於天子<sub>二</sub>而首以<sub>レ</sub>茅其位則中門之在其<sub>一</sub>則北面其式則不<sub>レ</sub>屋其表則樹<sub>二</sub>其士之所<sub>一</sub>宜木遂以名<sub>二</sub>其社其壇方五丈諸侯主<sub>一</sub>之唐以來其主則石爲之其祭天子大牢諸侯用<sub>二</sub>少牢其自用甲

右の社考は翼經圖解に見たり今是を國字を以て解する事左の如し國王みつから爲に社を立るを國社といふ諸侯百姓の爲に社を立るを國社といふ自爲に社を立るを侯社といふ士の大夫以下郡を成て社を立るを置社といふ王の大



翼經圖解 載之

社なる則は土五色にして冒に黄を以てし諸侯の國社は其方色の土を天子に受て苴むに茅を以てす其位は中門にこれ在り其<sup>は</sup>北面其式は屋を作らず其表すに其土に宜しき所の木を樹て遂に以て其社に名づく其壇は方五丈なり唐の世より後は其社の主を石にて爲る祭は天子は大牢を以て祭り諸侯は少牢を以て祭る日は甲日を以てすと

委しき事は前に諸書を引て辨すれば是を略す<sup>匡弼</sup>謹んで諸の農業の人に告右漢土の社祭式故實を大略擧て其要を詳にすると雖も今本朝に於て五穀成熟萬穀豐饒の所隴の爲に春秋の社日に於て土御祖神五穀守護神を祭祀て及び神恩を報奉らんと思ふ人は強て漢土の社式祭式にかゝはるべからず唯その厚き志あらんは左に記する祭式を用て祭るべし

### ○本朝にて春秋の社日土御祖神等を祭祀るの略式

夫土御祖神五穀守護神を春二月の社日と秋八月の社日に於て祭祀と思ふ人は先前日より自身は云ふに及ばず妻子奴婢等に到るまで皆沐浴し新衣を着て心身ともに清淨ならしめ一切の惡穢不淨産穢死穢等に觸近づくべからず尤も供物御酒燈明等は勿論庭燎に用ゆる松栢等の割木に到るまで前日より用意すべし其祭祀の時刻は晝九ツより七ツ時まで或は夜行ふても可なり其所に土御祖神五穀守護神を勸請の社あらば其社の前にて祭るべし若社なくば田島の邊に於て祭祀べし此祭祀は漢土にては一村一里の者皆しとしと出で勤むなれども今本朝にて是を行ふには自身一家ばかりにても又は他人親類と相組でなりとも又は其所に社ありて漢土の如くし其一村一里ことごとく出で相勸むるにさはりなくは一村一里ことごとく出で村勤むれば猶宜し依て本朝にて社の祭式を行ふ略式を左に記す

○奠供略式 俗に御膳といふ是は春の社日に用ふ

飯 小豆飯又は何飯にても

汁 魚るい蛤赤貝何にても見合せ

□ 魚るい何にても見合せ

小鯛 是も時の見合せ

煮物 大根、里芋、くわへ、胡蘿蔔、魚るい

右は土器又は茶碗にても高盛たるべし

○御酒

御酒 組瓶子一對三方に載て土器二枚

御肴 魚るい打鮑 昆布右見合たるべし

○菓子 三方に載べし

菓子 團子 昆布 胡桃榧 ころ木

○黍餅 十二重但し閏月あらば十三重

秋八月の社日に用ゆ

○奠供略式

春社日と同じ

○御酒 春社日と同じ

○初穂

稻、大麥、小麥、大豆、小豆、何れも一品づゝ土器に盛り三方に載す

右の五穀は月令廣義に周禮を引て曰

五穀は麻、黍、稷麥豆と又穀梁傳には註に禾麻、粟、麥、豆とあり又六穀といふわ周禮の註にト梁麥ト彫胡ト

は一に稻に作す又九穀といふは周禮に三農九穀を主とる註に黍稷、稻、麻、大小豆、麥

○又炙穀子九穀は禾稷麻、麥、稻梁、大小豆と又西陽雜俎には九穀は黍稷梁三豆、二麥

右何れでも初穂として三方にて供す

○黍 餅

黍餅は禮記郊特牲に社には立黍稷盛を供すといふの黍にて玉篇に稻餅として又祭米とす 匡弼 按に黍は即稷なり黍餅とは祭餅にて今の社團子の類なり古は祭に多く黍稷を用ふ今は糯黍を以てす俗に是を御鏡といふなり

○米

□米是淨米なり精米を以て洗ひ乾かさる者を土器に盛なり

○庭 燎

庭燎 ニヒ には松にても雜木にても割たる木を社の前又は田畠の邊に積て火をつけ焼なり今俗にいふ御火焼に同じ義なり

本朝社祭の式

上の圖の如く供物を薦席の上にならべ兩方に燭臺一對 但し燈明に 薦席の前に庭燎を焼なり扱祭主は上下を着す妻子等も新らしき衣裳を被るべし

若一村一里出て祭る時は皆上下或袴羽織又は四、五人にても同じ祭主一人を定めて此祭主拜再度して祭文を讀むべし

○祭文 祝詞 此祭文は春三月の社日に用ゆ

謹美謹美惶惶申す 古昔 豊葦原千五百秋瑞穂國乃萬民耕藝 舊事 乎知 良寸 時 爾 天照大神顯見蒼生乃食 宇天 活位獲物 止思 食 天

五穀乃種子乎天呂君乎定天狹田及比長田 爾 植 志 且 給 比天其秋乃垂穎八握爾莫莫然今爾至爾 爾 麻 天 五穀世 爾 繁 久 榮 天 萬民

安<sup>ス</sup>寧古止乎得<sup>多</sup>利猶<sup>今</sup>歲<sup>毛</sup>水災旱損<sup>猛</sup>風乃災<sup>蝗</sup>虫乃災<sup>乎</sup>攘<sup>比</sup> 夫國土安<sup>ス</sup>平賀<sup>爾</sup>五穀豐熟萬穀豐饒<sup>天</sup>萬民安樂<sup>古</sup>止乎  
掛毛畏幾大土御祖神埴安姫神食稻魂神大己貴神少名産神乃字豆乃廣前<sup>爾</sup>恐<sup>美</sup>惶<sup>毛</sup>啓<sup>寸</sup>

○祭文 此祭文は秋八月の社日に用ゆ

謹<sup>美</sup>謹<sup>美</sup>惶<sup>惶</sup>惶<sup>毛</sup>申此春二月社日仁掛畏大土御祖神埴安姫神食稻魂神大己貴神少名産神乃字豆乃廣前<sup>仁</sup>國土安<sup>久</sup>平  
賀<sup>仁</sup>五穀豐熟萬穀豐饒萬民安樂<sup>古</sup>止乎祈禱奉<sup>禮</sup>故<sup>仁</sup>水災旱損<sup>猛</sup>風災<sup>蝗</sup>虫乃災無<sup>天</sup>五穀豐熟萬穀豐饒<sup>天</sup>萬民安樂<sup>天下</sup>泰平  
是某等祈禱申<sup>寸</sup>古止乎<sup>平</sup>聞<sup>食</sup>天護賜<sup>比</sup>矜賜<sup>仁</sup>依<sup>天</sup>祭利故<sup>仁</sup>獲<sup>取</sup>止<sup>古</sup>乃<sup>力</sup>五穀萬穀乃諸品<sup>止</sup>黍盛<sup>玄</sup>酒<sup>乎</sup>獻<sup>利</sup>天神明<sup>乃</sup>仁恩<sup>仁</sup>報<sup>比</sup>奉  
留豐供乃 <sup>乎</sup>能<sup>世</sup>寸<sup>止</sup>雖<sup>止</sup>茂神慈賜<sup>比</sup>手聞<sup>食</sup>福賜<sup>倍</sup>止<sup>謹</sup>美<sup>惶</sup>美<sup>寸</sup>

右春秋の社日ときに此祭文を讀畢て前に積所の木に火をかけて祭主其餘の人皆一同に起て再拜して退くべし

○本朝土祖神五穀祖神五穀守護神の神名

土御祖神埴安媛命

埴山姫命ともいふ神代卷に伊弉諾尊伊弉册尊土神埴安神を生たまふて萬物生ず

五穀祖神倉稻魂命

伊弉諾尊飢たまふ時生る兒を倉稻魂といふ山州紀伊郡に鎮座す稻荷大明神 なり

農業祖神天照大神

神代に粟稗麥豆を陸田種子とし稻を以て水田種子として玉ふて始て農業の事をはじめ玉ふ

五穀護神大己貴神

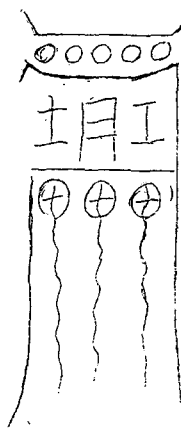
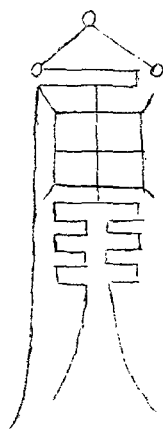
少名彦命と力を戮せ心一つにして天下を經營された萬民及び畜産の爲に病を癒るの方を定め鳥獸昆虫の災を  
はらはんが爲に禁厭の法を定めたまふ

五穀神少彦名命

○本朝土祖神五穀祖神五穀守護神の靈符

埴安姬命三鎮土 靈符

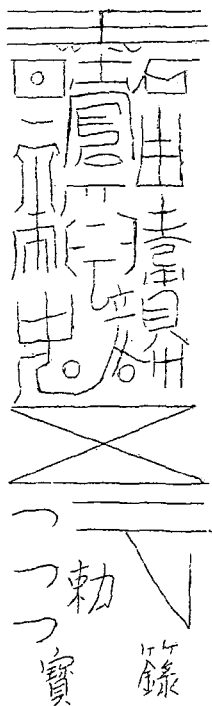
大己貴命之守護 靈符



此靈符は田島一切の草木五穀に虫付たるに書て立れば  
其虫を除く

此靈符は田島山林籤等に書て立れば一切の災を除く

農業祖五穀守護百穀豊靈符



此靈符は田島山林籤等を求めたる時書て立れば其主の長久を守る也

農業耕作鋤入種蒔蒔田耕麥蒔の吉日

鋤入吉日 甲寅甲辰甲午乙卯乙酉乙巳乙未戊辰戊戌己未

種蒔吉日 甲辰甲午乙酉乙亥庚子庚寅午辛丑辛子壬卯午癸卯

種蒔吉日 甲子乙未戊子辰戊寅甲己巳酉庚辰庚午辛巳壬子癸丑

田耕吉日 甲子寅甲辰丙寅辰丙午己巳己酉辛卯辛未壬子壬寅卯

田植吉日 甲寅乙卯庚戌午己亥庚寅辛亥壬甲癸卯癸亥

麥蒔吉日 甲寅乙卯亥戌午己亥庚寅辛亥壬寅壬申癸卯癸亥

粟蒔吉日 乙卯乙未丙寅丁卯戊寅己亥庚子辛卯壬申癸酉

麥懸吉日 甲寅甲午辰乙酉戊子戊戌庚子辛卯壬子壬午癸卯

稻穗懸吉日 甲戌乙卯戊戌己亥庚午辛卯辛巳辛未壬甲戌癸丑己

おことわり

本文は百數十年前の古文獻の上に數回轉寫したので誤寫もあらうし校正の不充分な點も多いと思ふ。更に現代常用されない漢字も多く時局柄木活を製作する餘裕もないのでその際は止むを得ずコ印の横に音を片假名で示しておいた。例へば虫偏に昔といふ字(年末の祭の意)は音サであるからコとした。甚だ下體裁であるが後日改める機會もあらうと思ふ。切に編輯者並に讀者諸賢の御宥恕を乞ふ次第である。

(小 林 生)